

(訳 児相被害を撲滅する会)

CRC/C/JPN/Q4-5

配付：一般  
2018年2月22日  
原文：英語

---

子どもの権利委員会  
第 80 セッション  
2019年1月14日～2月1日  
暫定議題項目4  
締約国の報告書の検討

## 第 4 回・第 5 回合併 日本の定期報告に関連した、 問題点のリスト

締約国に、できるだけ 2018 年 10 月 15 日以前に、最新の追加的情報(最大限 10,700 語)を文書にて提出するよう要請する。子どもの権利委員会は、締約国とのやりとりにおいて、子どもの権利条約に示された、あらゆる側面の子どもの権利についてとりあげることになろう。

### 第 1 部

1. 子どもの権利についての包括的な法律を採択する計画について、どんな情報でも提供されたい。2016年に改正された児童福祉法が、子どもの権利に対していかなる影響をもたらしたか説明されたい。 2016年の青少年育成施策大綱からどんな教訓が学ばれたか、そして締約国は、その結果に基づいて、いかなる政策を遂行しようとしているかについて、情報を提供されたい。

2. 子どもの権利条約の履行状況を監視し、子どもの権利侵害についての苦情を受付けることのできる人権擁護法案ならびに国家人権委員会設立の現状について、最新情報を提供されたい。

3. 少女、LGBTI(同性愛者・両性愛者・性同一性障害者等) の子どもたち、未婚の親の子供たち、少数民族に所属している子供たち、ならびに日本人の起源をもたない子どもたちに対する差別と偏見扇動スピーチをなくすことを目標とした政策に関する情報を提供されたい。包括的な反差別法を採択することについて、どんな計画でもあれば情報を提供されたい。

4. すべての状況において、どんな軽いものであっても体罰を明示的に法律で禁止し、また実際において除去するための施策に関する情報を提供されたい。暴力、児童虐待、とりわけ性的虐待を防止するための施策、ならびにその犠牲となった子どもたちに提供される支援ならびに復帰のための行政サービスに関する情報を提供されたい。

5. 子どもの権利委員会に、子どもたちが家庭から引き離され、あるいは遺棄されることを阻止するために、そして子どもたちの施設からの解放を促進し、里親ないし養親による代替的養護をすすめるために、どのような方策が具体的に進められているかについてお知らせいただきたい。児童相談所が運営している一時保護所の評価システムに関する最新情報をお知らせいただきたい。離婚の後に、子どもが両方の親との関係を続ける権利がどのように保障されているか、説明されたい。

6. 改正された学校教育法によって、障害を持つ子どもたちのためのインクルージョン教育開発がどのように進歩したかについて情報を提供されたい。「特別支援教育」とは何を意味するものか説明されたい。障害を持つ子どもたちの学童保育託児事業が民営化され規制緩和されていることに鑑み、その最低基準の見直しがどのように進められているかについて、説明されたい。

7. 新生児体重が低い赤ちゃんの高い割合を削減する対策について、子どもの権利委員会にお知らせいただきたい。2011年の福島原発災害の後に被曝した子どもたちに提供された医療支援について、子どもの権利委員会にお知らせいただきたい。

8. 日本の現在の気候変動緩和政策が、とりわけ、日本と外国の両者において、健康、食物と適切な生活水準についての子どもたちの権利を擁護する義務とどのように両立しているかについて説明されたい。

9. 子どもたちの間に拡大する貧困に取り組むためにとられた処置と、それが、子どもに関連する社会的保護に対して及ぼす負の影響について情報を提供されたい。また、子どもの貧困率を引き下げるにあたって社会的移転の影響が低いことの原因、ならびに締約国が、社会的移転をいっそう効果的にするためとろうと計画している政策の実

際について説明されたい。

10. 幼児期の養育施設のために利用可能な資源と幼児教育の質に関する具体的施策について、利用可能な資源の問題も含めて、委員会にお知らせいただきたい。子供たちをいじめから守る対策についての情報を提供されたい。極めて競争的な学校環境の否定的な結果を緩和するためにとられる対策について、子どもの権利委員会に情報を提供されたい。

11. 亡命を求めている子供たちの拘留とその親からの分離を防止するための法的枠組みを提供するためとられている処置について、どんなものでも子どもの権利委員会にお知らせいただきたい。亡命を求める子どもたちがアクセスする社会福祉サービスについて、どんなものでも委員会にお知らせいただきたい。

12. 少年司法制度において、子どもの権利条約が完全に履行されることを保障するためどのような方策がとられてきたか、明示していただきたい。そして、法を犯した子ども、被害を受けた子ども、そして目撃者となった子どもに、どのような再統合と社会心理学的な支援が利用できるかについて、詳細に説明されたい。子どもたちの予防拘禁を根絶する政策について、情報を提供されたい。子どもの権利委員会に、少年非行の根底となる原因とその予防策についての、どのような研究でもあればお知らせいただきたい。

13. 子どもの権利委員会が以前に発出した、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(CRC / C / OPSC / JPN / CO / 1) についての勧告を遂行するとられた政策についての情報を提供されたい。

14. 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書(CRC / C / OPAC / JPN / CO / 1)を遂行するためにとられてきた政策についての情報を提供されたい。とりわけ、日本の自衛隊員が国連の平和維持活動に参加する際に、この選択議定書の規定についての訓練を供与する計画があれば、そのすべてについて、情報を提供されたい。

## 第 2 部

15. 子どもの権利委員会は、締約国に、その政府報告(CRC / C / JPN / 4-5)に示された情報の簡潔な更新(3 ページ以下)を提供するよう要請する:

- (a) 新しい法案あるいは法律と、その関連した規則;
- (b) 新しい組織(そしてその権限)ないしは組織改革;

- (c) 最近導入された政策、事業と行動計画、ならびにその範囲と資金調達；
- (d) 最近批准された法律文書。

### 第 3 部

#### 利用できるデータ、統計、その他の情報

16. 子どもたちと社会諸部門と関連した、そして諸省庁のもとにある予算制約線についての連結した過去三年間の予算情報を提供されたいこれには、それぞれの予算制約線がもつ全体の国家予算、国民総生産と地理的な配分についての比率を示されたい。

17. 年齢・性別・社会経済的背景・国家・民族的起源・地理的场所ごとに区分された、過去3年間の、田舎や山地に住んでいる人たちを含めた児童数について、最新のデータを提供されたい：

- (a) 犯罪の種類区分ごとにみた、暴力被害児；
- (b) 親から分離された児童数；
- (c) 孤児数；
- (d) 施設措置された児童数ならびに里親に措置された児童数；
- (e) 国内的に、あるいは国際的養子縁組によって養子となった児童数；
- (f) 児童手当システムから利益を得ている児童数。

18. 過去3年間の、年齢・性別・社会経済的背景・国家・民族的起源・地理的场所ごとに区分された、下記についての過去3年間の最新データを提供されたい：

- (a) 基礎的保険制度への資源配分；
- (b) 幼児の、そして子供の死亡率；
- (c) 低い新生児体重を持っている新生児；
- (d) 肥満；
- (e) 10 代の妊娠数と、妊娠・出産のために医療・専門的サービスを受けている少女たちの数；
- (f) 妊娠中絶；
- (g) 自殺；
- (h) 薬物乱用；
- (i) HIV / エイズを含む、性的に伝染する感染症。

19. 過去 3 年間の、年齢・性別・障害の種類・社会経済的背景・民族的起源・地理的

場所ごとに区分された、障害を持つ児童数について下記に関し過去3年間のデータを、締約国の全域について提供されたい：

- (a) 家族と一緒に住んでいる人数；
- (b) 施設に住んでいる人数；
- (c) 幼児教育を履修している人数；
- (d) 正規の小学校で学んでいる人数；
- (e) 正規の中・高等学校で学んでいる人数；
- (f) 特殊学校で学んでいる人数；
- (g) 学校に通っていない人数；
- (h) 家族によって遺棄された人数。

20. 過去3年間の、年齢・性別・居住状況・犯罪類型ごとに区分された、下記についての過去3年間の児童数について最新データを提供されたい：

- (a) 少年司法制度から回されてきた人数；
- (b) 事前審理ため拘留されている人数；
- (c) 予防拘禁されている人数；
- (d) 刑事判決の結果服役している人数と、その判決の種類。

21. 子どもの権利委員会に、報告書中にあるものの、最近収集された情報もしくは他の新しい発展によってデータが古くなっていれば、更新したものを提供されたい。

22. 加えて、締約国は、子どもの権利条約を実施するにあたり優先的なものとみなす、子供に影響を及ぼす領域があれば、これを挙げるができる。

---